**○財務省
農林水産省
経済産業省告示第六号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月二十三日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：宇都宮支店 郵便番号：320―0861 所在地：栃木県宇都宮市西１―１―15 電話番号：028―633―8191	営業所又は事務所の名称：宇都宮支店 郵便番号：320―0026 所在地：栃木県宇都宮市馬場通り４―１―１ うつのみや表参道スクエア４階 電話番号：028―600―8050

(2)　変更年月日

平成27年７月21日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第二百九十七号

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成十六年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「（二に係る部分に限る。）」を削り、「及び第二十六号」を「、第二十六号、第四十号及び第四十一号」に改める。

○農林水産省告示第千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字倉屋敷三七四、三七五、三七六（次の図に示す部分に限る。）、字桑畑奥三七九、三八四、字タイノ平四〇二、字桑畑山四四〇の三、四四〇の四（次の図に示す部分に限る。）、四四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉屋敷三七五・字桑畑奥三七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字山梨子字上ノ山一七〇二、一七〇四（次の図に示す部分に限る。）、一七〇八、一七一八から一七二七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山一七〇二・一七〇四・一七二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市平沢字這坂峯九六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字堂ノ間字上畑ノ下六六九、字アラヒラ六八七から六八九まで、六九〇の一、六九〇の二、字上畑ノ下六九四の一、六九四の二（次の図に示す部分に限る。）、六九四の一五、六九五の一、六九五の四、六九五の五、本匠大字山部字戸ノ上一五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アラヒラ六九〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字上岡字迫田一九七九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備